

## ガス小売事業の登録審査の考え方等について

### (趣旨)

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）において、ガス事業法（昭和29年法律第51号）は平成29年4月1日から小売の全面自由化を行う等の改正が行われることとなっている。

このガス事業法の改正に先立ち、本年8月1日より経済産業省ではガス小売事業の事前登録申請に係る受付を開始したところ。

第3弾改正法においてガス小売事業の登録に際しては、経済産業大臣は、あらかじめ委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、委員会におけるガス小売事業の登録審査に関する基本的な審査方針を定める。

また、登録したガス小売事業者の登録後の取扱について、方針を定める。

### 主なポイント

#### 1. 登録審査の流れについて

経済産業省は、ガス小売事業の登録申請を受け付けた場合、需要家のガスの需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保等の観点から審査を行うとともに、委員会の意見を聴取する。委員会は、意見を述べたときは、遅滞なくその内容を公表する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断する。なお、申請書の受付から登録までの標準処理期間は1月である。

#### 2. 審査対象について

改正後のガス事業法第6条第1項に規定する登録拒否要件への該当の有無に関しては、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」（同項第4号）でないか審査するための基準（「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準」（以下「審査基準」という。別紙1））が、本年7月29日に制定されている。

委員会は、ガスの適正な取引の確保を図る観点から、基本的に審査基準（2）に規定された「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかを審査対象とする（審査基準（1）に規定された供給能力の審査は、資源エネルギー庁が行う。）。

#### 3. 登録審査の考え方

前述の審査を行うに当たり、具体的には以下の観点等から「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかを審査する。業務の一部を委託にて実施する場合には、委託先の体制等についても確認する。

また、審査の過程で、必要に応じて追加資料を求めることとする。

なお、登録申請は実際の事業開始前であることから、事業計画の段階での審査とならざるを得ないことに留意するとともに、下記の項目の具体的な審査に当たり、その進め方を委員会内で共有するなど、審査が一貫したものとなるよ

う措置することとする。

(基本的な審査方針案)

- ① 同時同量やガス調達等の需給管理の業務等、ガス小売事業者として行う業務の実施体制が定まっているか
- ② 説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制となっているか
- ③ 苦情等処理体制が適切か
- ④ 反社会的勢力との関係がないものか 等

#### 4. 登録した事業者の登録後の取扱いについて

ガス小売事業遂行体制や苦情等処理体制は、申請書の添付資料に記載することとなるため、これらに変更が生じた場合は、変更登録や変更届出の対象とはならない。

しかしながら、登録後の変更（登録時の計画通りに進まず、結果として添付資料に記載した内容と異なることとなった場合も含む。）についても、適切に把握し、不適切な事業者であることが判明した場合には、業務改善命令や登録取消しの手続を取る必要がある。

このため、登録後の変更についても、適時に情報を取得できるようにするため、登録に対する意見においては、登録には一定の条件を付すことが必要である旨を含めることとする。具体的な対処方針は別紙2のとおり定める。

#### 【参考】

##### ○ガス事業法

(登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、第四条第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちの前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 小売供給の相手方の当該小売供給に係るガスの需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者その他のガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者

2 (略)

##### ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第16条第2項の規定による経済産業大臣の登録に係る審査基準

改正法附則第16条第2項の規定によるガス小売事業の登録に係る審査基

準については、同項の規定によりその規定の例によることとされた改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第6条第1項各号に登録の拒否の要件が規定されているところであり、同項第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

- (1) 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値（以下「最大ガス需要」という。）を適切に見込んでいないことその他の理由により、最大ガス需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者
- (2) ガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがないと認められること、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理できる体制が整備される見込みがないと認められること、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること、法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等のあるものであること、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の理由により、ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者